

公共北第5073号
令和7年(2025年)6月16日

各所属所長 様

公立学校共済組合北海道支部長 中島 俊明
(公印省略)

育児時短勤務手当金の創設について

このことについて、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)による地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「法」という。)の一部改正に伴い、育児時短勤務手当金が創設され、令和7年4月1日から施行しますので、通知します。

育児時短勤務手当金の概要と事務手続きは下記のとおりですので、貴所属組合員に対し周知するとともに、事務処理に遺漏のないようよろしくお願いいたします。

記

1 制度の概要

組合員が、2歳に満たない子を養育するため勤務時間を短縮することによる勤務をした場合に、支給対象月につき育児時短勤務手当金を支給します。

2 施行日

令和7年4月1日

3 支給要件

(1) 対象者

2歳に満たない子を養育するため次に掲げる勤務時間を短縮することによる勤務(以下「育児時短勤務」という。)をした組合員

ア 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び同法第19条第1項に規定する部分休業が承認された期間における勤務(その初日及び末日を明らかにして承認を請求したものに限り。)

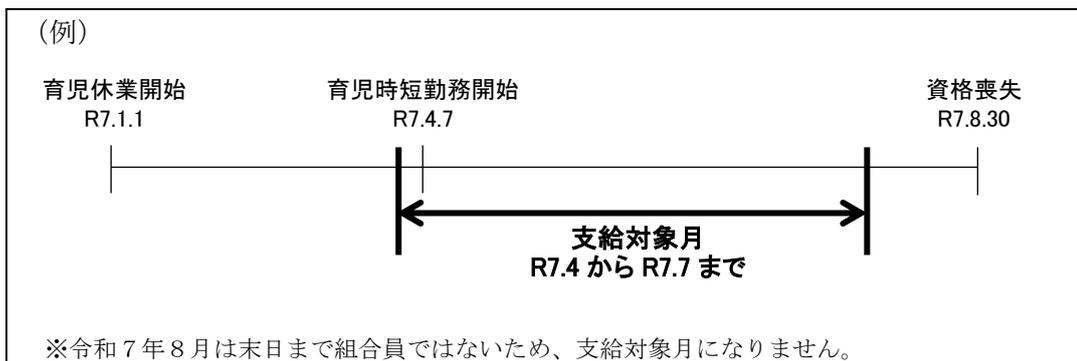
イ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第61条の12第1項に規定する育児時短就業

(2) 支給対象月

育児時短勤務手当金は、支給対象月につき支給します。

支給対象月とは、組合員が育児時短勤務を開始した日の属する月から当該育児時短勤務を終了した日の属する月までの期間内にある月(その月の初日から末日まで引き続いて組合員であり、かつ、育児休業手当金又は介護休業手当金の支給を受けることが

できる休業をしなかった月に限る。)をいいます。



(3) 育児時短勤務手当金を支給しない場合

組合員が次のいずれかに該当する場合、育児時短勤務手当金は支給されません。

ア 同一の育児時短勤務について雇用保険法の規定による育児時短就業給付金、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合、育児時短勤務手当金は支給されません。

イ 育児時短勤務の末日（その事業主に申し出ることによって変更された場合にあっては変更後の日、次の(ア)又(イ)に該当する場合にあっては、その前日）までに、次の各号に掲げる事由に該当することとなった場合には、当該事由に該当することとなった日（次の(ウ)又は(エ)に該当する場合はその前日）以後の育児時短勤務手当金は支給されません。

(ア) 組合員が育児時短勤務に係る子を養育しないこととなった事由として次のいずれかに該当した場合

- a 子の死亡
- b 子の離縁又は養子縁組の取消
- c 子が他の者の養子となったことその他の事情により当該子と同居しないこととなったこと
- d 組合員が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項に規定する特別養子縁組の成立について請求した家事審判事件が、特別養子縁組の成立の審判が確定することなく終了したこと
- e 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定によりなされた同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である組合員への委託の措置が解除されたこと
- f 組合員の疾病、負傷又は身体上若しくは精神上の障害により、子が2歳に達するまでの間に当該子を養育することができない状態になったこと

(イ) 子が2歳に達した場合

(ウ) 育児時短勤務の申出をした組合員について、産前産後休業、介護休業又は育児休業等をする期間が始まった場合

(エ) 育児時短勤務の申出をした組合員について、新たな育児時短勤務をする期間が始まった場合

4 支給額

育児時短勤務支援金は、一支給対象月につき次の額を支給します。

支給額＝支給対象月に支払われた報酬額×次に掲げる(1)又は(2)の率

	区分	報酬額に乗じる率
(1)	当該報酬の額が、育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額（注1）の90/100に相当する額未満であるとき	10/100
(2)	当該報酬の額が、育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額（注1）の90/100に相当する額以上100/100に相当する額未満であるとき	総務省令で定める率（注2）

（注1）標準報酬月額が、基準報酬月額相当額（雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額×30）を超える場合は、標準報酬月額を基準報酬月額相当額と読み替えて計算します。

期間	令和7年4月1日以後
基準報酬月額相当額	470,700円

なお、基準報酬月額相当額は、毎年8月1日に改正されますので、決定次第当支部ホームページ等でお知らせします。

（注2）総務省令で定める率は、次の式により計算します。

{ア－(イ+ウ)} ÷イ ※小数点第3位で四捨五入

ア：育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額

イ：支給対象月に支払われた報酬の額

ウ：ア×1/100×(①÷②)

①：ア－イ

②：ア×10/100

（支給額の計算例1）

開始月の標準報酬月額300,000円、支給対象月の報酬額240,000円の場合
→報酬額は標準報酬月額の90/100未満

育児時短勤務手当金の額 240,000×10/100=24,000円

（支給額の計算例2）

開始月の標準報酬月額300,000円、支給対象月の報酬額285,000円の場合
→報酬額は標準報酬月額の90/100以上100/100未満

育児時短勤務手当金の額 285,000×(通減率0.05)=14,250円

※通減率の計算

$300,000円 \times 1/100 \times ((300,000円 - 285,000円) / 300,000円 \times 10/100) = 1,500円$
 $(300,000円 - (285,000円 + 1,500円)) / 285,000 = \underline{0.05}$

5 報酬等との調整

(1) 支給限度額との調整

支給対象月における報酬の月額が支給限度額（雇用保険法第 61 条の 12 第 2 項に規定する額）以上であるときは、当該支給対象月については、育児時短勤務手当金は支給されません。

また、育児時短勤務手当金の額に当該支給対象月に支払われた報酬を加えた額が支給限度額を超える場合の育児時短勤務手当金の額は、支給限度額から当該報酬の額を減じて得た額とします。

期間	令和 7 年 4 月 1 日以後
支給限度額	459,000 円

(2) 最低限度額との調整

育児時短勤務手当金の額として算定された額が最低限度額（雇用保険法第 17 条第 4 項第 1 号に掲げる額×80/100）を超えないときは、当該支給対象月については、育児時短勤務手当金は支給されません。

期間	令和 7 年 4 月 1 日以後
最低限度額	2,295 円

なお、支給限度額及び最低限度額は、毎年 8 月 1 日に改正されますので、決定次第当支部ホームページ等でお知らせします。

6 請求手続き

育児時短勤務手当金の請求に当たっては、支給対象月ごとに次の書類を提出してください。

(1) 育児時短勤務手当金請求書（別紙様式第 26 号）

(2) 任命権者から発出された、育児時短勤務をしていることがわかる次のいずれかの書類の写し

- ・ 育児短時間勤務承認通知書
- ・ 部分休業承認通知書
- ・ 辞令

※延長、取消等があった場合は初回のものからすべて

(3) 部分休業を取得した場合は、支給対象月に係る次の書類の写し（所属所長の原本謄写証明があるもの）

- ・ 部分休業処理簿
- ・ 出勤簿

(4) 支給対象月に係る給与（報酬）支給明細書の写し（所属所長の原本謄写証明があるもの）

※支給対象月に係る給与（報酬）額の調整が減額として支給対象月の翌月以後に行われる場合は、次の書類の写し（所属所長の原本謄写証明があるもの）を追加で提出

してください。

- ・当該減額が反映された月の給与（報酬）支給明細書
- ・当該減額に係る通知書

（５）育児の事実、育児時短勤務に係る子の生年月日が確認できる次のいずれかの書類の写し（初回のみ）

- ・母子健康手帳
- ・住民票記載事項証明書又は戸籍謄本
- ・医師の診断書（出生証明書）

（６）本来の１週間の所定勤務時間を確認できる次のいずれかの書類の写し（初回のみ）

- ・出勤簿
- ・就業規則
- ・勤務条件通知書

（７）「３ 支給要件」（３）のイに掲げる事由に該当したこと等により育児時短勤務の期間が変更となり育児時短勤務手当金の請求が終了する場合は、事由に応じた次の書類

事由	必要書類
子が死亡した場合	戸籍謄本、死亡診断書等、子が死亡したことがわかる書類の写し
子と離縁又は養子縁組の取消をした場合	離縁届受理証明書等、子と離縁又は養子縁組の取消をしたことがわかる書類の写し
子が他の者の養子となったことその他の事情により当該子と同居しないこととなった場合	住民票等、子と同居しないこととなったことがわかる書類の写し
組合員について、民法に規定する特別養子縁組の成立について請求した家事審判事件が、特別養子縁組の成立の審判が確定することなく終了した場合	審判が確定することなく終了したことがわかる書類の写し
児童福祉法の規定によりなされた養子縁組里親である組合員への委託の措置が解除された場合	里親等委任措置解除通知書等、養子縁組里親である組合員への委託の措置が解除されたことがわかる書類の写し
組合員の疾病、負傷又は身体上若しくは精神上の障害により、子が２歳に達するまでの間に当該子を養育することができない状態になった場合	医師の診断書等、子を養育することができない状態になったことがわかる書類の写し
組合員について、産前産後休業、介護休業又は育児休業等をする期間が始まった場合	任命権者から発出された産前産後休業、介護休業又は育児休業をする期間が始まったことがわかる書類の写し
組合員について、新たな育児時短勤務をする期間が始まった場合	任命権者から発出された新たな育児時短勤務をする期間が始まったことがわかる書類の写し

7 経過措置

育児時短勤務を施行日（令和7年4月1日）前に開始した組合員であって、施行日において現に当該育児時短勤務をしているものについては、施行日を当該育児時短勤務を開始した日とみなして取り扱います。

短期給付係

電話 011-231-4111

内線 35-371・372

育児時短勤務手当金請求書

組合員等 記号番号	公立 北海道	枝番(00)	所属所名
(フリガナ) 組合員氏名		子の 生年月日 令和 年 月 日
育児時短 勤務に関 する事項	育児時短勤務の期間	開始年月日 令和 年 月 日	終了(予定)年月日 令和 年 月 日
	育児時短勤務開始前 1週間の所定勤務時間	1週間の所定勤務時間 時間/週	
	育児時短勤務開始 時点の標準報酬月額	標準報酬月額	等級 円
支給対象月 に関する 事項 (所属所にて裏 面の証明を作 成してください。)	手続きについて	<input type="checkbox"/> 初回請求 <input type="checkbox"/> 2回目以後の請求 <small>ひとつの育児時短勤務期間における最初の支給対象月に係る請求の場合は「初回請求」、それ以外の場合は「2回目以後の請求」にチェックを付けてください。</small>	
	支給対象月	令和 年 月	
	支給対象月における 1週間の所定勤務時間	1週間の所定勤務時間 時間/週	
	支払われた報酬額	円	
支部受付印	上記のとおり請求します。 公立学校共済組合北海道支部長 様 令和 年 月 日 〒 - TEL () - 住 所 請求者 氏 名 印		
	上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 〒 - TEL () - 所 在 地 所 属 所 名 称 長の職・氏名 印		

注意

支給対象月に支払われた報酬額が「育児時短勤務開始時点の標準報酬月額」を上回る場合、当該支給対象月に係る育児時短勤務手当金は支給されません。

また、支給対象月に支払われた報酬額が雇用保険法第61条の12第2項に規定する支給限度額を上回る場合も、当該支給対象月に係る育児時短勤務手当金は支給されません。

提出前に必ずご確認ください。

(注) 支給限度額の金額については、支部ホームページ等でご確認ください。

令和 年 月 の給与報酬等について、下記のとおりであることを証明する。

1 支給された給与報酬等の額

基本給

給料		円
(うち教職調整額)	(円)
(うち給料の調整額)	(円)

手当等

扶養手当		円
地域手当		円
住居手当		円
通勤手当		円
単身赴任手当		円
管理職手当		円
初任給調整手当		円
義務教育等教員特別手当		円
へき地(特地)手当		円
準へき地(準特地)手当		円
寒冷地手当		円
		円
手当等の計		円

給料+手当等の合計

円

2 1週間の所定勤務時間

所定勤務時間 時間/週

所属所名
所属所長又は
事務担当者
職 名
氏 名

育児時短勤務手当金請求書の添付書類一覧

○ 請求書に添付する基本書類

	<p>任命権者から発出された育児時短勤務をしていることがわかる書類の写し (育児短時間勤務承認通知書、部分休業承認通知書、辞令等) ※変更、取消があった場合は初回からのものすべて</p>
	<p>部分休業を取得した場合は、支給対象月に係る次の書類の写し(所属所長の原本謄写証明があるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部分休業処理簿 ・出勤簿
	<p>支給対象月に係る給与(報酬)支給明細書の写し(所属所長の原本謄写証明があるもの) ※支給対象月に係る給与(報酬)額の調整が減額として支給対象月の翌月以後に行われる場合は、次の書類の写し(所属所長の原本謄写証明があるもの)を追加で提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該減額が反映された月の給与(報酬)支給明細書 ・当該減額に係る通知書

○ 初回請求時に添付する書類

	<p>育児の事実、育児時短勤務に係る子の生年月日が確認できる次のいずれかの書類の写し (母子健康手帳、・住民票記載事項証明書又は戸籍謄本、医師の診断書(出生証明書))</p>
	<p>本来の1週間の所定勤務時間を確認できる次のいずれかの書類の写し (出勤簿、就業規則、勤務条件通知書)</p>

○ 特殊な事由で育児時短勤務手当金の請求が終了する場合は、事由に応じた次の書類

事由	必要書類
子が死亡した場合	戸籍謄本、死亡診断書等、子が死亡したことがわかる書類の写し
子と離縁又は養子縁組の取消をした場合	離縁届受理証明書等、子と離縁又は養子縁組の取消をしたことがわかる書類の写し
子が他の者の養子となったことその他の事情により当該子と同居しないこととなった場合	住民票等、子と同居しないこととなったことがわかる書類の写し
組合員について、民法に規定する特別養子縁組の成立について請求した家事審判事件が、特別養子縁組の成立の審判が確定することなく終了した場合	審判が確定することなく終了したことがわかる書類の写し
児童福祉法の規定によりなされた養子縁組里親である組合員への委託の措置が解除された場合	里親等委任措置解除通知書等、養子縁組里親である組合員への委託の措置が解除されたことがわかる書類の写し
組合員の疾病、負傷又は身体上若しくは精神上の障害により、子が2歳に達するまでの間に当該子を養育することができない状態になった場合	医師の診断書等、子を養育することができない状態になったことがわかる書類の写し
組合員について、産前産後休業、介護休業又は育児休業等をする期間が始まった場合	任命権者から発出された産前産後休業、介護休業又は育児休業をする期間が始まったことがわかる書類の写し
組合員について、新たな育児時短勤務をする期間が始まった場合	任命権者から発出された新たな育児時短勤務をする期間が始まったことがわかる書類の写し